

資 循 第 1 0 5 号
令和 7 年 6 月 11 日

各市町村一般廃棄物担当課長 } 様
各清掃関係一部事務組合事務局長 }

埼玉県環境部資源循環推進課長（公印省略）

容器包装リサイクル法に基づく市町村分別収集計画の提出について（依頼）

県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 5 月 15 日付け環境省事務連絡「第 11 期市町村分別収集計画の策定について」に基づき第 11 期市町村分別収集計画の策定をお願いいたします。

つきましては、別添の市町村分別収集計画策定の手引き（十一訂版）及び第 11 期市町村分別収集計画の策定についてを熟読の上、下記により提出してください。

記

- 1 提出期限 令和 7 年 9 月 1 日（月）
- 2 提出物 分別収集計画（Word・PDF）
- 3 提出方法 下記のメールアドレスに御送付ください。
埼玉県資源循環推進課 企画調整・一般廃棄物担当 小坂田宛て
a3100-07@pref.saitama.lg.jp

担 当：企画調整・一般廃棄物担当 小坂田
電 話：0 4 8－8 3 0－3 1 1 0
E-Mail：a3100-07@pref.saitama.lg.jp

第11期市町村分別収集計画の策定について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に規定する市町村分別収集計画については、3年ごとに、5年を一期として策定するものとされています。

このため、各市町村においては、令和8年4月を始期とする第11期（令和8～12年度）の市町村分別収集計画を策定する必要があり、当該計画の策定に当たっては下記事項に留意ください。

1. 計画の策定期限・公表について

市町村において市町村分別収集計画を定めたときは、ホームページ、広報紙、公報等により速やかに公表されることが望ましい。

2. 分別収集計画量と分別収集の実績量の整合について

現行の第10期計画においては、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの分別収集計画量と分別収集の実績量との著しい乖離が生じなくなってきたが、引き続き可能な限り分別収集計画量と分別収集の実績量とを整合させることが、特定事業者からの信頼性の向上や再商品化事業者による安定的な再商品化の実施のためにも望ましいことから、精度の高い適切なものとする必要がある。

3. 今後の分別収集実施予定と計画との整合性について

対象期間内に容器包装廃棄物の分別収集を開始し又は分別収集方法を変更する予定のものについては、その整合性を確保する観点から、市町村分別収集計画に適切に位置付けられたい。

4. 使用済ペットボトル等の指定法人等への円滑な引渡しについて

使用済ペットボトル等については、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成18年12月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第10号。以下「基本方針」という。）により、指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であるとされている。また、基本方針において、指定法人等以外の事業者を引き渡す場合にあつては、その事業者の適格性を厳格に審査することに加えて、当該事業者が適正に再商品化等の処理を行っていることについて、現場確認その他の適切な方法による確認をするとともに、住民に対し正確な情報提供をする必要があるとしている。

なお、当該指定法人等以外の事業者が引き受けた使用済みペットボトル等を海外に輸出する場合は、当該使用済みペットボトル等の状態によって、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の輸出規制の対象となる可能性があることに留意が必要である。引き渡すプラスチックが輸出される場合にあっては、輸出者にバーゼル法及び廃棄物処理法の規制を遵守するよう指導されたい。

5. 市民の分別意識の向上と各主体との協働の促進について

容器包装リサイクル法の施行により、市民による分別排出の取組が進展し、国民の環境への関心や3Rに対する意識が醸成され、向上したが、分別排出の徹底、排出抑制への取組などの国民一人一人の具体的な行動には十分つながっていない。これまでも、国民の行動を促すための消費者・自治体・事業者等が連携した普及啓発の取組等、各主体による協働が不十分である旨が指摘されており、地域における取組を推進するために市町村に求められる役割等についても検討を進めるべきとされている。市民の分別意識の向上と各主体との協働促進、情報共有の円滑化等を図るため、市民、事業者等を構成員とする協議会等を開催し、関係者が連携した地域における自主的な取組を促進されたい。その際、容器包装廃棄物の排出抑制のための活動に熱意と識見を有する容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）を活用し、地域の人々も巻き込みながら、容器包装の3Rの取組を拡大することが効果的である。

6. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が令和4年4月1日に施行され、市町村はプラスチック製容器包装も含め、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされたところである。同法の施行については、令和4年4月1日付け環循総発第2204016号環境省環境再生・資源循環局長通知「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について」を参照されたい。

同法に基づきプラスチック製容器包装のみならず、プラスチック製品を分別収集する場合であっても、プラスチック製容器包装について、市町村分別収集計画の対象に含めるとともに、同法第32条に基づき容器包装リサイクル法の指定法人に委託し再商品化を行う場合及び第33条に基づき再商品化計画を作成し国の認定を受けることで再商品化を行う場合には特定分別基準適合物の量に含めるよう留意されたい。

以上